十	1　非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する者 2　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）に規定する一般ガス事業者 3　省エネルギーに資する施設を設置し、省エネルギーの推進を図る者 4　省エネルギーに資する施設を取得し、省エネルギーの推進を図るリース・レンタル事業者 5　特定高性能エネルギー消費設備の導入等を行い、省エネルギーの推進を図る者 6　公害防止及び再生資源の有効利用等を図る者	中小企業における非化石エネルギーの導入、中小ガス事業の近代化・保安の確保、省エネルギーの促進、公害防止及び再生資源の有効利用等の環境対策の促進を図ること
十一	1　放送事業者及び共聴施設管理者 2　自ら策定した事業継続計画に基づき、防災に資する施設等の整備を行う者	中小企業による、地上放送のデジタル化により不要となった施設の安全確保の観点からの撤去及び災害発生時の事業継続の観点からの防災に資する施設等の整備を支援すること
十二	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している者であって、中長期的には業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる者	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している中小企業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を図ること
十三	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来している者で、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる者	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している中小企業者の経営安定を支援すること
十四	関連企業の倒産により、経営に困難を来している者	関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業者の経営の安定を支援すること
十五	1　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立て等を行った者であって、認可決定前の者 2　民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた者及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う者	地域経済の産業活力維持への貢献や技術力等から見て経済的又は社会的に有用である事業の再生を支援すること
十六	1　経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者であって、自助努力により企業再建が見込まれる者 2　経済的又は社会的に有用な事業を承継する者 3　安定的な経営権の確保により事業の継続を図る者	経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者であって、通常の融資制度では取り上げが困難な者の自助努力による企業再建を支援すること及び中小企業の事業承継の円滑化を支援すること
十七	災害により被害を受けた者（次号に該当する者を除く。）	災害により被害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資すること
十八	東日本大震災により被害を受けた者及び東日本大震災に起因する影響を受けた者	東日本大震災により被害を受けた中小企業者及び東日本大震災に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること
十九	証券化の手法を用いて無担保による資金を調達しようとする者	証券化の手法を用いて中小企業に対する担保に依存しない資金供給の円滑化及び証券化市場の育成を図ること

○財務省・経済産業省告示第二号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十三年財務省・経済産業省告示第三号により公表した我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針の一部を次のように改正したので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十四年四月六日

財務大臣　安住　淳
経済産業大臣　枝野　幸男

我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（平成二十三年財務省・経済産業省告示第三号）の一部を次のように改正する。

十一ホ1①中「平成23年9月」を「平成24年9月」に改め、十一ホ1②中「平成23年9月」を「平成24年9月」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年四月六日から施行する。

○文部科学省告示第七十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成二十四年四月六日

文部科学大臣　平野　博文

大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則（平成三年科学技術庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「十二年後」を「の十三年後」に改める。

第五条第一号中「四百六十四億五千四百三十三万八千円」を「四百七十八億三千八百一万二千円」に、同条第二号中「十六億七千七百十万七千円」を「十五億九千三百五十三万円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○文部科学省・経済産業省告示第二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、交付金事務等交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成二十四年四月六日

文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男